



出張報告書

令和 5 年 10 月 13 日

尼崎市議会議長 様

会 派 名	青雲の会
代表者氏名	岸田光広
出張者氏名	西藤彰子、佐野剛志

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

- 出張期間 令和5年8月7日から令和5年8月8日まで
- 結果の概要

用務先 岡山県 瀬戸内市	報告事項 (この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 1、国立療養所 邑久光明園・長島愛生園 視察 ・ハンセン病による差別や偏見、絶対隔離政策の誤り等について
添付書類 <input type="checkbox"/> 視察報告書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	備 考

- 届出事項の変更等 なし あり (内容は裏面に記載)

旅 費 の 精 算

<input checked="" type="checkbox"/> 精算額は、令和5年8月1日届け出た額 (39, 880 円) と同一額である。 <input type="checkbox"/> 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

	月	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

視察報告書

青雲の会 西ふじ あき子
出張者名 佐野剛志
西ふじ あき子

日時:令和5年(2023年)8月7日(月)~8日(火)

視察先: 岡山県瀬戸内市 国立療養所 邑久光明園
国立療養所 長島愛生園

宿泊所: 面会人宿泊所

参加者: 尼崎市議会有志での視察。同会派の佐野剛志議員も同行。

視察の目的: ハンセン病による差別や偏見、人権侵害、絶対隔離政策の誤り等について

語り部として、現地の回復者(入所者)の方と意見交換と療養所施設見学。

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気である。

治療法がない時代では、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがあり、かつては「らい病」と呼ばれていた。

明治6年(1873年)に「らい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれている。

日本では1907~1996年の間、国の間違った認識から隔離政策により、患者、回復者(入所者)を療養所に、隔離する施策が行われていた。

患者の隔離政策を進めたことで就学・就労や結婚で差別を受け、本人だけではなく、家族の人権を侵害し、家族関係が破綻した。

1940年代に特效薬プロミンが開発されても、「遺伝でうつる」などの誤った理解から差別が行われ、入所者は、教育を受けたり、結婚して子どもを持つ自由を奪われ、激しい差別や偏見に苦しんできた。

治療とは名ばかりで、隔離そのものが目的だったため、ハンセン病患者は家族や子孫との縁を絶ちきられ、終の棲家となった。

1996年に「らい予防法」が廃止された後も、国は正しい知識を普及して偏見を除去する義務があったがその義務を怠った。

本来なら子どもや曾孫が誕生していたはずであり、夫婦になっても断種手術の規則があり、子どもを持つ権利が奪われた。

下記を見学。

- ・療養所内に多くの宗教施設と納骨堂がある。

入所者は本名を捨て、地元に戻れず、亡くなった際にどの様式で葬儀をするのかを聞かれる。

- ・亡くなられても故郷に帰れない方々の遺骨だけではなく、療養所で亡くなられた入所者だけでなく職員の遺骨を分骨して納骨されている『納骨堂』

- ・年に2回のお彼岸とお盆の時期の特別開扉時で、当日に浄土真宗西本願寺の会館で追弔法要が行われており、お参り致しました。

- ・邑久光明園には監禁室が保存されており、監禁室の壁には監禁された方々が書き残された言葉が今も残っている。

- ・1988年に邑久長島大橋が開通。それまでは船で渡っていた。

強制隔離を必要としない証として回復の橋と呼ばれている。

- ・邑久長島大橋が架かるまで隔絶されていた22mの海峡の対岸と渡し場の瀬溝棧橋は登録有形文化財に登録されている。

- ・患者さん橋と職員橋として2つの棧橋に分けられており、職員の通勤や来客等の船による玄関。

- ・かつての『収容棧橋』(発症者専用)は年々崩壊している。

- ・入所した最初の1週間に消毒、検査を受ける収容所跡地『回春療養』は国の登録有形文化財に登録されている。

- ・『長島愛生園歴史館』の見学。

- ・『十坪住宅』(8~9人が収容、6畳の夫婦舎に2組の夫婦が同居、10畳1間に3~6人が平成初期まで居住されていたそう)は国内のハンセン病療養所には長島愛生園にしかなく、寄付により修復されています。

- ・昭和13年~29年の入所者は所持金を取り上げられ、園内通貨を使用していた。

- ・軽症患者が重症患者の看護をしながら作業を行うという過酷な生活だった。

当事者である回復者の方々の高齢化の問題。

(4月末時点)光明園入所者は61名、平均年齢88.4歳、全国810名、平均年齢87.8歳。

令和元年に「ハンセン病・元患者家族に対する・補償金の支給等に関する法律」が成立し、11月22日に「ハンセン病元患者家族に対する補償金制度」が施行され、対象となるハンセン病患者御家族の方々に、補償金が支給されることになったハンセン

病元患者家族に最大180万円を支給する補償法の請求期限は請求期限は、令和6年(2024年)11月21日迄ですが、まだ約3割しか申請されていない。親戚や家族に回復者がいると言えず、病歴を隠して生活されておられる方やご自身や身内にハンセン病患者がいるということを知られたくない、と申請をためらわれておられるのではないかと想像する。

ハンセン病差別と新型コロナウイルス差別には共通点があるように感じている。感染者やその家族、医療従事者に対する誹謗中傷や差別、感染者に面会ができない、亡くなくても葬儀に参列できず、遺骨になるまで会えない、そして、後遺症で悩む方々等の問題があり、ハンセン病の隔離政策と重なる。

今後、ハンセン病問題への取り組みを次世代につないでいく為に、また差別のない社会を作るための人権学習や感染症差別についても考えていく必要がある。